

北上市告示甲第16号

北上市農業用機械共同購入事業費補助金交付要綱（令和3年北上市告示甲第42号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月19日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
<p data-bbox="286 651 1003 683">北上市農業用機械共同<u>購入</u>事業費補助金交付要綱</p> <p data-bbox="241 754 331 786">（趣旨）</p> <p data-bbox="190 807 1099 1150">第1 この告示は、農業者の高齢化及び担い手不足が深刻化するなか、兼業農家等の農業の継続を支援するため、農業用機械を<u>共同購入した経費</u>に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、北上市補助金交付規則（平成3年北上市規則第57号）及び北上市補助金交付要綱（平成3年北上市告示第16号）で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="241 1171 427 1203">（補助対象者）</p> <p data-bbox="190 1224 1084 1305">第2 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の<u>いずれにも該当する者</u>とする。</p> <p data-bbox="210 1326 1099 1407">(1) <u>北上市内に住所を有する3戸以上の農業者の代表者であること。</u></p>	<p data-bbox="1229 651 1946 734">北上市農業用機械共同<u>利用促進</u>事業費補助金交付要綱</p> <p data-bbox="1182 754 1272 786">（趣旨）</p> <p data-bbox="1131 807 2040 1150">第1 この告示は、農業者の高齢化及び担い手不足が深刻化するなか、兼業農家等の農業の継続を支援するため、<u>共同利用するための農業用機械を購入した経費</u>に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、北上市補助金交付規則（平成3年北上市規則第57号）及び北上市補助金交付要綱（平成3年北上市告示第16号）で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="1182 1171 1368 1203">（補助対象者）</p> <p data-bbox="1131 1224 2024 1305">第2 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の<u>いずれかに該当する者</u>とする。</p> <p data-bbox="1151 1326 2040 1407">(1) <u>市内に住所を有する3戸以上の農業者の代表者であって、次のいずれにも該当するものであること。</u></p>

- (2) 共同購入する農業者に、法人組織を含まないこと。
- (3) 共同購入する農業者に半数以上の兼業農家（農業所得が主でない準主業経営体をいう。以下同じ。）を含むこと。
- (4) 共同購入する農業者の全てが、納期が到来している市税を滞納していないこと。

- ア 共同購入する農業者に、法人を含まないこと。
- イ 共同購入する農業者に半数以上の兼業農家（農業所得が主でない準主業経営体をいう。以下同じ。）を含むこと。

ウ 共同購入する農業者の全てが、納期が到来している市税を滞納していないこと。

- (2) 花巻農業協同組合
（補助対象機器）

第3 補助の対象となる機器（以下「補助対象機器」という。）は、補助金の交付を申請する年度に購入した機器のうち、次に掲げるものとする。

- (1) トラクター
- (2) 田植機
- (3) コンバイン
- (4) 草刈機（リモコン式、自走式又はトラクター作業機に限る。）
- (5) 農業用ドローン
- (6) 排水対策機械（トラクター作業機に限る。）

2 第2第2号に該当する者の補助対象機器の利用用途は、市内に住所を有する農業者に対する貸出しであって、次のいずれにも該当するものに限るものとする。

- (1) 年間3戸以上の農業者に対して貸出しを行う見込みがあること。
- (2) 貸出先に法人を含まないこと。

(補助対象経費)

第3 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助金の交付を申請する年度において共同購入したトラクター、田植え機、コンバイン又は草刈機（リモコン式又は自走式に限る。）の購入に要した経費（消費税及び地方消費税の額を除く。）とする。ただし、共同購入したいずれの農業者の負担額も、補助対象経費の2分の1を超えないものとする。

(補助金の額等)

第4 補助金の額は、補助対象経費の4分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、100万円を上限とする。

2 [略]

(補助金の交付申請)

第5 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書に市長が必要と認める書類

(3) 貸出先の半数以上が兼業農家の見込みであること。

(4) 第三者への転貸の禁止を、農業者への貸出しの要件とする
こと。

(補助対象経費)

第4 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象機器の購入に要した経費（消費税及び地方消費税の額を除く。）とする。ただし、第2第1号に該当する者にあつては、共同購入したいずれの農業者の負担額も、補助対象経費の2分の1を超えないものとする。

(補助金の額等)

第5 第2第1号に該当する者に対する補助金の額は、補助対象経費の4分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、100万円を上限とする。

2 第2第2号に該当する者に対する補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、200万円を上限とする。

3 [略]

(補助金の交付申請)

第6 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書に事業計画書その他市長が

を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6 [略]

(補助金の請求)

第7 [略]

(補助金の取り消し)

第8 [略]

(処分の制限)

第9 [略]

(事業実施期間)

第10 [略]

(補則)

第11 [略]

必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7 [略]

(補助金の請求)

第8 [略]

(補助金の取り消し)

第9 [略]

(処分の制限)

第10 [略]

(事業実施期間)

第11 [略]

(補則)

第12 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。